

茨城県地質・土質調査
共通仕様書

検 第 549 号
平成28年9月26日改定

茨城県地質・土質調査共通仕様書

目次

第1章 総則

第101条	適用	6
第102条	用語の定義	6
第103条	受発注者の責務	8
第104条	業務の着手	8
第105条	調査地点の確認	8
第106条	設計書の支給及び点検	8
第107条	監督員	9
第108条	管理技術者	9
第109条	照査の実施	9
第110条	担当技術者	9
第111条	提出書類	9
第112条	打合せ等	10
第113条	業務計画書	10
第114条	資料等の貸与及び返却	11
第115条	関係官公庁への手続き等	11
第116条	地元関係者との交渉等	11
第117条	土地への立入り等	12
第118条	成果物の提出	12
第119条	関係法令及び条例の遵守	12
第120条	検査	12
第121条	修補	13
第122条	条件変更等	13
第123条	契約変更	13
第124条	履行期間の変更	14
第125条	一時中止	14
第126条	発注者の賠償責任	15
第127条	受注者の賠償責任	15
第128条	部分使用	15
第129条	再委託	15
第130条	成果物の使用等	16
第131条	守秘義務	16
第132条	個人情報の取扱い	16
第133条	安全等の確保	18

第134条	臨機の措置	19
第135条	履行報告	19
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	19
第137条	低入札落札業務に関する義務	19
第138条	行政情報流出防止対策の強化	20
第139条	暴力団体等による不当介入を受けた場合の措置	21
第140条	保険の加入	22

第2章 機械ボーリング

第201条	目的	23
第202条	土質の分類	23
第203条	調査等	23
第204条	成果物	25

第3章 サンプリング

第301条	目的	26
第302条	採取方法	26
第303条	試料の取扱い	26
第304条	成果物	26

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条	目的	27
第402条	試験等	27
第403条	成果物	27

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条	目的	27
第405条	試験等	27
第406条	成果物	28

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第407条	目的	28
第408条	試験等	28
第409条	成果物	28

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条	目的	29
第411条	試験等	29
第412条	成果物	29

第5節	簡易動的コーン貫入試験	29
第413条	目的	29
第414条	試験等	29
第415条	成果物	30
第5章 原位置試験		
第1節	孔内水平載荷試験	31
第501条	目的	31
第502条	試験等	32
第503条	成果物	32
第2節	地盤の平板載荷試験	32
第504条	目的	32
第505条	試験等	32
第506条	成果物	32
第3節	現場密度測定（砂置換法）	33
第507条	目的	33
第508条	試験等	33
第509条	成果物	33
第4節	現場密度測定（R I 法）	33
第510条	目的	33
第511条	試験等	33
第512条	成果物	33
第5節	現場透水試験	34
第513条	目的	34
第514条	試験等	34
第515条	成果物	34
第6節	ルジオン試験	34
第516条	目的	34
第517条	試験等	34
第518条	成果物	34
第7節	速度検層	35
第519条	目的	35
第520条	試験等	35
第521条	成果物	35
第8節	電気検層	35
第522条	目的	35
第523条	試験等	35
第524条	成果物	35

第6章 解析等調査業務

第601条	目的	36
第602条	業務内容	36
第603条	成果物	37

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条	目的	38
第702条	業務内容	38
第703条	成果物	39

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第801条	目的	40
第802条	業務内容	40

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第803条	目的	41
第804条	業務内容	41

第9章 地すべり調査

第901条	目的	42
第902条	計画準備	42
第903条	地下水調査	42
第904条	移動変形調査	43
第905条	雨量観測	44
第906条	解析	44
第907条	対策工法選定	44
第908条	報告書作成	45

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条	目的	46
第1002条	業務内容	46
第1003条	成果物	47

第1章 総則

第101条 適用

1. 「茨城県地質・土質調査共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、茨城県土木部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面または共通仕様書または指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は、監督員に確認し指示を受けなければならない。
4. 測量業務及び設計業務等に関する共通仕様書については、別に定めるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
2. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託者が受託者に通知した者をいう。
3. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
4. 「管理技術者」とは、契約の履行に係る業務の管理及び統括等を行う者であり、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは、建設コンサルタント業務委託契約書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)の総称をいう。
10. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
12. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
13. 「図面」とは、入札等において発注者が交付した図面及び委託者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
14. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
16. 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者もしくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
19. 「承諾」とは、受注者が書面で監督員に申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
20. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
21. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
22. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
23. 「提出」とは、受注者が監督員に対し地質・土質調査業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「書面」とは、手書きや印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達してもよいこととするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
25. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
26. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
27. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
28. 「修補」とは、発注者による検査において、受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

29. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
30. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
31. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、その内容を確認することをいう。

第103条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行にあたり、調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合するとともに、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、管理技術者が地質・土質調査業務の実施のために監督員と打合せを行うことまたは現地踏査を開始することをいう。

第105条 調査地点の確認

1. 受注者は、調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合には、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合には、事前に監督員に報告するとともに、関係機関と協議のうえで現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。
3. 特定外来生物を確認した場合には、監督員に報告し、対応を図るものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、発注者は、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある事項については監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員が業務に必要であると認める図面または詳細図面等について、発注者は、受注者に追加で支給することができるものとする。

第107条 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとし、受注者はその指示等に従うものとするが、監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を指示するものとする。

第108条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、監督員の指示する関連業務等の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力して業務を実施しなければならない。
4. 管理技術者は、監督員の指示する関連業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力して業務を実施しなければならない。
5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第109条 照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に適切な人数とする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第111条 提出書類

1. 受注者が提出しなければならない書類について、受注者は、発注者が指定した様式

により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものについては、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者(公益法人等を除く)は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第112条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容は受注者がその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は電子メール等の積極的な活用により効率的に実施するものとし、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

2. 管理技術者と監督員は、地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容, 部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用機械の種類, 名称, 性能(一覧表にする)
- (10) 仮設備計画
- (11) その他

業務計画書に記載する管理技術者については、特記仕様書等の定めによるものとする。

また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書に記載した事項のうち、重要なものを変更する場合には、その理由とともに変更業務計画書をその都度監督員に提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者は、さらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第114条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を必要に応じて受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等を所持しておく必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一損傷させた場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料を複製してはならない。

第115条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務に関連して発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務の実施に必要な関係官公庁等に対する諸手続きを速やかに行うものとする。
2. 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、受注者は、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

第116条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明や交渉等は、発注者または監督員が行うものとし、監督員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。また、これらの交渉にあたり、受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたり、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督員の承諾を得てから説明等を行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定めまたは監督員の指示により、受注者が行うべき地元関係者への説明や交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づき変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第117条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため、国有地や公有地または私有地に立入る場合には、契約書第12条の定めに従い、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のために植物伐採やかき、さく等の除去をする時、または土地や工作物を一時使用する時には、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員は、報告を受けた後、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者が所有する土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとし、監督員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失により必要となった経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、現地への立ち入りに先立ち、身分証明書交付願いを発注者に提出し、身分証明書の交付を受けるとともに、第三者が所有する土地への立入りにあたっては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日（休日を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第118条 成果物の提出

1. 受注者は、地質・土質調査業務が完了したときには、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員から指示があった場合には、履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物における計量単位として国際単位系(SI)を使用するものとする。

4. 受託者は、「茨城県電子納品ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づいて成果物を作成し、提出するものとする。

設計図書及び「ガイドライン」に特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第120条 検査

1. 受注者は、契約書第30条1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備及び提出がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2. 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備して提供しなければならない。これに要する費用は受注者が負担するものとする。

3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務成果物の検査

(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第121条 修補

1. 受注者は、修補が必要な場合には、速やかに行わなければならない。

2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合、受注者は、異議を申し立てることができるものとする。

3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合には、その指示日から修補完了確認日までの期間を、契約書第30条第2項に規定する期間には含めないものとする。

第122条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して行う地質・土質調査業務の内容の変更または設計図書の訂正(以下「地質・土質調査業務の変更」という。)の指示は、必ず書面により行うものとする。

2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状

態が生じた場合には、ただちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第117条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合。

第123条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務の履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合により変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第122条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第124条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合には、その変更内容が履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第125条 一時中止

1. 次の各号に該当する場合、発注者は、契約書第19条第1項の規定に基づき、受注者に

通知することにより、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象(以下「天災等という。」)による業務の中断については、受注者は、第134条臨機の措置に基づき、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行が不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の続行が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のために必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、地質・土質調査業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全について、監督員の指示に従わなければならない。

第126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第127条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第128条 部分使用

1. 次の各号に掲げる場合、発注者は、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用の請求をすることができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合

2. 受注者は、部分使用に同意する場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第129条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対する適切な指導及び管理を実施しなければならない。なお、協力者が茨城県土木部の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合、その協力者が指名停止期間中であってはならない。

第130条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得たうえで、単独または他の者と共同で成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権や特許権、その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用について、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、それに関する補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第131条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、第130条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当

該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはな

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考に常に安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考に調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、現場周辺における生活環境の保全に努めなければならない。

- (3) 受注者は、調査現場において別途調査または工事等が行われる場合には、相互に協調して業務を遂行しなければならない。
- (4) 受注者は、業務実施中、施設等の管理者の許可なくして流水や水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、所轄警察署や道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育を徹底し、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては、安全確保のため、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害防止のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、それらを処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリンや塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合には、仮囲いやロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては、豪雨や豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害による被害を最小限に食い止めるための防災体制を常に確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に最大限努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合には、ただちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し、現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しについては、監督員の承諾を得なければならない。

第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、その措置の内容について、監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質や工程に業務管理上重大な影響があると思われるとき、または多額な費用が必要と認められるときには、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第135条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合において、その時間を変更する必要がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合において官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、理由を付した書面により事前に監督員に提出しなければならない。

第137条 低入札落札業務に関する義務

1. 「土木部建設コンサルタント業務等委託業務低入札価格調査試行要領」第3条の規定に基づく基準に満たない価格で入札し落札した業務(以下「低入札落札業務」という。)の場合、受注者は、契約時に「土木部建設コンサルタント業務等委託業務の低入札価格調査手続」に基づく「確約書」を提出しなければならない。
2. 受注者は、低入札落札業務の実施において、受注者と同等の能力を有する他の同業者による第三者照査(以下「クロスチェック」という。)を受けるものとし、それに要する費用は受注者が負担するものとする。

なお、同等の能力を有する他の同業者とは、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過去に県発注の地質・土質調査業務の受注実績があり、かつ当該業種の年間実績(受注高)が受注者以上の者。
 - (2) 過去に県発注の地質・土質調査業務の受注実績があり、かつ当該業種に係る技術者数が受注者以上の者。
 - (3) 対象となる低入札落札業務の他の指名業者(相指名業者)。ただし当該業務において調査基準価格を下回る入札をした者を除く。
3. 受注者は、「確約書」に基づき、クロスチェック計画書を提出し、発注者の了解を得なければならない。
 4. 受注者は、クロスチェック計画書に基づき、適切な段階においてクロスチェックを行うとともに、その結果を監督員に報告し、了解を得なければならない。なお、クロ

スチェックは、土質柱状図、地質縦断図、土質定数の作成及び設定、その他解析及び検討結果について、その妥当性を照査するものとする。

5. クロスチェックを行う業者の変更は、その業者の倒産等、真にやむを得ない場合を除き、これを認めない。
6. 低入札落札業務の検査にあたり、受注者は、第118条に基づく成果物に加え、「確約書」に基づく資料の提出をしなければならない。

第138条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
- (事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第140条 保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険の加入に努めなければならない。

第2章 機械ボーリング

第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料の採取や原位置試験の実施を目的とする。

第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。

第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置、方向、深度、孔径及び数量については、設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置は、原則として監督員の立会により決定するものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場ややぐら等は、作業完了まで資機材類を安定的かつ効率的な作業が行えるように据え付けるとともに、資機材類についても安全かつ使い易く配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間が良好に確保できるようにしなければならない。
4. 掘進
 - (1) 孔口は、ケーシングパイプまたはドライブパイプで保護するものとする。
 - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能となる恐れがある場合には、泥水の使用もしくはケーシングパイプの挿入により、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (3) 原位置試験、サンプリングの場合は、事前に孔底のスライムをよく除去するものとする。

- (4) 掘進中は、掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
- (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
- (6) 孔内水位は、作業日毎、作業開始前に観測するとともに、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとする。なお、コアチューブの種類は、岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8) コアチューブは、コアの採取毎に水洗いし、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。
- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、または予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合には、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会いのうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き、全ロッド長の確認を行う

6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図，調査位置平面図，土質または地質断面図(着色を含む)
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は，国土交通省（平成20年12月）の「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に従い，柱状図に整理して提出するものとする。
- (3) 採取したコアは，標本箱に収納し，調査件名，孔番号，深度等を記入のうえ提出しなければならない。なお，未固結の試料は，1m毎または各土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は，調査件名，孔番号，深度等を明示して撮影(カラー)し，整理するものとする。

第3章 サンプリング

第301条 目的

乱さない試料のサンプリングは、原位置における性状をより乱れの少ない状態で室内力学試験用に採取することを目的とする。

第302条 採取方法

1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。
2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。
3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223に準拠して行うものとする。

第303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料を速やかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第304条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 採取位置，採取深さ，採取長
- (2) 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料を採取することを目的とする。

第402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219及び国土交通省（平成20年12月）の「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、土層構成の把握やその硬軟もしくは締まり具合の判定を目的とする。

第405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。

2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能であれば、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたって試験が不可能になった場合には、監督員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合には、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図，調査位置平面図，土質または地質断面図(着色を含む)
- (2) 試験結果(地盤工学会記録用紙，報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理したもの)

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第407条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。

第408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に礫などにあたって試験が不可能になった場合には、監督員と協議するものとする。

第409条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図，調査位置平面図
- (2) 試験結果(地盤工学会記録用紙，報告用紙を使用し，JIS A 1220に準拠して整理

したもの)

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合には、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第412条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図，調査位置平面図
- (2) 試験結果(地盤工学会記録用紙，報告書用紙のJGS1431に準拠して整理したもの)

第5節 簡易動的コーン貫入試験

第413条 目的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第414条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1433に準拠して行うものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察，ロッドに付着した地下水位の状況，傾斜地作業では斜面の確度をできるかぎり記録するものとする。

4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第415条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図，調査位置平面図
- (2) 試験結果(地盤工学会記録用紙，報告書用紙のJGS1433に準拠して整理したもの)

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験

第501条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。
2. 試験にあたっては、目的や地質条件等を考慮し、適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。

(1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は、試験精度をよくするために乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等を確認しなければならない。

(3) 試験は、掘削終了後に速やかに実施しなければならない。

(4) 最大圧力は、試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5) 載荷パターンは、試験目的や地質条件等を考慮し、適切なものを選ばなければならない。

(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m²ピッチ程度または予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所，試験方法，地盤状況，測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果(地盤工学会記録用紙，報告書用紙のJGS1421に準拠して整理したもの)

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目的

平板載荷試験は，剛な載荷板を介して地盤に荷重を加え，この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から，応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性，道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

第505条 試験等

試験方法及び試験装置，器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は，JGS1521に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は，JISA1215に準拠して行うものとする。

第506条 成果物

成果物は，次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所，試験方法，測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は，地盤工学会記録用紙，報告用紙のJGS1521に準拠して整理したもの
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は，地盤工学会記録用紙，報告用紙のJISA1215に準拠して整理したもの

第3節 現場密度測定(砂置換法)

第507条 目的

現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積により、現場の土の密度を求めることを目的とする。

第508条 試験等

試験方法及び器具は、JISA1214に準拠して行うものとする。

第509条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置，調査方法，測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙，報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理したもの

第4節 現場密度測定(R I 法)

第510条 目的

現場密度測定(R I 法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS1614に準拠して行うものとする。

第512条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置，調査方法，測定値
- (2) 含水比，湿潤密度，乾燥密度

第5節 現場透水試験

第513条 目的

現場透水試験は、揚水または注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。

第514条 試験等

試験方法及び器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。

第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果(地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して整理したもの)

第6節 ルジオン試験

第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1323に準拠して行うものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合には、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係 (p-q曲線)
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値 (Lu) または換算ルジオン値 (Lu')

第7節 速度検層

第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波(縦波, 疎密波)及びS波(横波, せん断波)の速度分布を求めることを目的とする。

第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。

第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置, 測定深さ(測定区間), 測定方法
- (2) 測定波形, 走時曲線, 速度層の構成

第8節 電気検層

第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗(比抵抗)を測定することを目的とする。

第523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1121に準拠して行うものとする。
2. マイクロ検層(電極間隔 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準), 自然電位検層(S P 検層)を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第524条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置, 測定深さ
- (2) 掘削孔径, 電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

第6章 解析等調査業務

第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地の地質・土質調査で得られた資料に基づき、地質断面図を作成することや、地質、土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

第602条 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。

1. 既存資料の収集、現地調査
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
2. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
3. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質または地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
4. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合)
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の

適用に関する一般的な比較検討)

(6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)

第603条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質または土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ、提出するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上に盛土や構造物(地下構造物、直接基礎含む)を施工するにあたり、地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響される周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画や人員計画の作成、解析における基本条件の整理や検討(検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む)、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形や改変地形を観察することにより、解析基本条件の整理、検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画するための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む)を算定するものとする。

(3) 地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即

時沈下量，圧密沈下量，各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

(4) 地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象とし，土質定数や地震時条件，液状化強度，地震時せん断応力比から液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め，液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件，施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し，各工法の特性や経済性を概略的に比較検討のうえ，詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つまたは複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等，対策を行った場合を想定し，対象範囲や対策後の地盤定数の設定を行ったうえで必要な解析を実施し，現地への適応性の検討(概略的な施工計画の提案を含む)を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において，「対策後の検討」結果を踏まえ，経済性や施工性，安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った項目毎に基本的な方針，手法，解析及び評価結果について照査するものとする。

第703条 成果物

成果物は，現地踏査結果，業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第801条 目的

弾性波探査は、人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握するとともに断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査することを目的とする。

第802条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的や主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理、検討の結果や現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づいて現地測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書を取りまとめるものとする。

第2節 電気探査(比抵抗二次元探査)

第803条 目的

電気探査(比抵抗二次元探査)は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定することにより、その比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第804条 業務内容

1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理、検討の結果や現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、併せて各測点の標高を求めるものとする。

5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いたインバージョン(逆解析)により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図及びその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

第9章 地すべり調査

第901条 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位や水みちなどについて調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

第902条 計画準備

1. 第802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。
 - (1) 既存資料調査
対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。
 - (2) 地形判読作業
地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。
 - (3) 現地調査
地形、地質、水文、滑動現況、履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにすることにより、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画に必要となる基準線となる測線を定めるものとする。

第903条 地下水調査

1. 地下水位観測
地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するものであり、調査方法はJGS1312に準拠して行うものとする。
2. 地下水検層
ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗、または温度が変化

することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に準拠して行うものとする。

3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に準拠するものとする。

4. 湧水圧による岩盤の透水試験(J.F.T)

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に準拠して行うものとする。

5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

第904条 移動変形調査

1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置のうえ、測量を実施し、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 調査方法については、JGS1725に準拠して行うものとする。

3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721に準拠して行うものとする。

4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、または、1方向にペーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定することにより、すべり面の位置、すべり方向を確認する

ものとする。

5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下させて0.5あるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるものであり、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

第905条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

第906条 解析

1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析

地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

第907条 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法から最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。

第908条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形や改変地形、岩石や地層の性状を観察することにより、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水や地下水の状況など、広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

第1002条 業務内容

1. 計画準備

業務目的の把握や特記仕様書に示す業務内容を確認したうえで、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整や空中写真等の入手手続きを行う。

2. 既存資料調査

対象地域の地形、地質、地表水、地下水、災害、工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

3. 空中写真判読

隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視し、旧河道や後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷や尾根の分布パターン、写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。

4. 現地踏査

- (1) 調査地域内を踏査し、既往資料や地形図及び空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴や性状を観察するものとする。
- (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料や地形図などにより、人工構造物や改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石や地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。

- (3) 観察結果を踏査経路に、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程や地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

5. 地質解析

(1) 地質工学的検討

対象地域の地質構成や地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

(2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

第1003条 成果物

成果物は、次の物を提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真